

○浅麓環境施設組合手数料条例

昭和63年2月29日
条例第6号

改正 平成元年3月8日条例第7号
平成2年3月2日条例第1号
平成2年9月7日条例第3号
平成5年3月8日条例第1号
平成6年3月29日条例第4号
平成8年4月5日条例第1号
平成9年4月1日条例第3号
平成12年2月25日条例第2号
平成18年2月27日条例第2号
平成18年8月28日条例第3号
平成21年9月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、浅麓環境施設組合の手数料について定めるものとする。

(手数料)

第2条 浅麓環境施設組合の手数料は次のとおりとする。

(1) 浅麓汚泥再生処理センターし尿投入手数料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 | 備 考 |
|----------------------|-------|-----|--|
| 小諸市において業をなし運搬されたもの | 投入量18 | 31円 | 左記の料金に投入量を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、小数第1位を四捨五入する。 |
| 小諸市以外において業をなし運搬されたもの | Lにつき | 20円 | |

(2) 浅麓汚泥再生処理センター生ごみ投入手数料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 | 備 考 |
|---|---------------|------|-----|
| 事業系生ごみ | 投入量10キログラムにつき | 130円 | |
| 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)による産業廃棄物 第2条第4号 ただし、食品製造業に限る。 | 投入量10キログラムにつき | 200円 | |

| | | | |
|--------|-----------------------------------|------|----------------------|
| 家庭系生ごみ | 1回の投入量50キログラムまで | 無 料 | 家庭の生ごみで直接搬入の承認を得ている者 |
| | 1回の投入量50キログラムを超えた部分 10キログラムにつき | 130円 | |

(3) その他の手数料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 | 備 考 |
|--------------|------|------|---------------|
| 投入許可カード承認カード | 新規発行 | 500円 | |
| | 再発行 | 500円 | |
| コピー | 1 枚 | 10円 | |
| 洗車施設使用料 | 1 回 | 300円 | 洗車時間は10分以内とする |

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、手数料の徴収方法等については、組合長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 浅麓環境施設組合使用料及び手数料条例（昭和43年浅麓環境施設組合条例第1号）は廃止する。

附 則（平成元年3月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月2日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月7日条例第3号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月8日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第4号）

この条例は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成8年4月5日条例第1号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第3号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日条例第2号）

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日条例第2号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年 8 月28日条例第 3 号抄）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月 1 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。